

# 2026 年度

クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業

公募型共同研究に係る公募要項

## 【実証型研究】

2026 年 3 月

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

企画部

## 【目次】

1.	公募型共同研究の概要	
1-1.	公募型共同研究の目的	2
1-2.	公募型共同研究「実証型研究」の概要	2
2.	申請要件	
2-1.	申請の形態	3
2-2.	代表者申請の要件	3
2-3.	申請における要件	4
3.	公募型共同研究の仕組み	5
4.	公募型共同研究実施に必要な条件	7
5.	公募型共同研究のスケジュール	8
6.	申請手続きおよび注意事項	8
7.	対象経費	10
8.	審査方法	12
9.	成果報告	13
10.	知的財産権の取扱いについて	14
11.	留意事項	14
12.	申請に関するお問い合わせ	15

## 1. 公募型共同研究の概要

### 1-1. 公募型共同研究の目的

今後の社会情勢の変化を見据え、「未来の東京」戦略の実現を目指している中で、サステナブルな「スマート東京」の実現に向けてクラウドと連携した技術の発展が期待されています。本事業の狙いは、これまで地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という）が取り組んできたローカル 5G、IoT、ロボット技術を更に発展させ、クラウド連携を活用した製品開発、事業化を支援することです。

このような背景のもと、「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業公募型共同研究（以下「本公募事業」という）」では、実用化や事業化まで至っていない製品もしくは試作品に対して、中小企業と都産技研が共同で実証実験等を実施することにより、課題の抽出やその解決に取り組み、事業化を推進することを目的としています。

なお、本公募事業は、東京都予算に基づき実施するため、東京都議会において予算案等の審議状況により、公募の内容や採択後の実施計画が変更される場合があります。

### 1-2. 公募型共同研究「実証型研究」の概要

本公募事業の「実証型研究」では、1年を通してフィールドでの実証実験を通じた製品化やサービス提供等の事業化を行う研究開発テーマを募集します。申請する共同体へのユーザー企業や実証実験機関の参加は**必須**とします。本公募事業「実証型研究」では、クラウドを活用した 5G 等高速通信、IoT、ロボット技術の活用方法に関する提案を募り、事業化<sup>※1</sup>の実現性の高い提案について、都産技研と企業の共同研究として実施し、事業化の早期<sup>※2</sup>実現を目指します。研究開発の必要経費（限度額内）を都産技研が委託費として負担するほか、研究開発の一部を分担（都産技研が保有するシーズの活用や施設・設備の利用等）します。

※<sup>1</sup>事業化とは、本公募事業「実証型研究」の成果物の受注が開始され、収益が上がっていることを指します。

※<sup>2</sup>早期とは、概ね 6 か月以内を言います。

#### (1) 本公募事業「実証型研究」の要件

以下の（ア）から（ウ）の要件を満たすものとします。

（ア）以下のような研究開発テーマを設定すること。ただし、研究開発の例であり、これに限るものではありません。

- メタバースとアバターロボットを活用したリアルミュージアム観覧サービスの実証実験
- デジタルサイネージ・リアル店舗協調型、地域案内予約サービスの実証実験
- 大規模施設向け屋内外対応、自動配送サービスの実証実験
- 実環境においてデータ収集を行い、クラウドに保存するクラウド連携実証実験
- ローカル 5G 関連の装置を活用した新サービスの実証実験（NR-DC を活用したアプリケーションの実証実験、超低遅延を活用したアプリケーションの実証実験など）
- モニタリング実証実験（状態監視、位置情報管理、動線・実績把握など）
- データ連携運用実証実験（スマートデバイス、オープンデータ、企業連携など）
- 遠隔制御運用実証実験（機器運用、ファームアップ、エッジコンピューティングなど）

（イ）本公募事業終了後早期に事業化を目指していることが必要です。

（ウ）本公募事業終了後、研究開発された製品等は納品していただきます。

※開発品の所有権は、委託となりますので、すべて都産技研に帰属します。

(2) 研究期間

2026年7月1日から2027年6月30日まで（1年間）

（但し、東京都議会において予算案の承認が得られない場合、研究期間が短縮する場合があります。）

(3) 委託費の対象期間

契約締結日以降2027年6月30日まで（1年間以内）

（但し、東京都議会において予算案の承認が得られない場合、委託費の対象期間が短縮する場合があります。）

(4) 委託費（上限額）

1テーマにつき5,000万円まで（消費税・一般管理費を含む総額）

(5) 求められる成果

実施期間1年間で、ユーザー企業と共に製品の実証実験を行い、研究開発終了概ね6ヵ月間で事業化すること。

(6) 委託対象経費

研究開発に必要な経費については、上記（4）の上限額内において、都産技研が委託費として全額負担します。ただし、委託費の対象となる経費には一定の制限があります。対象となる経費および経理検査は、「7. 対象経費」を確認してください。

## 2. 申請要件

本公募事業「実証型研究」には以下の要件を満たすことが必要です。

### 2-1 申請の形態

①、②または③のいずれかの形態

①東京都内に登記簿上の事業所があり、国内に活動拠点を構える単独の中小企業者

②中小企業、大企業、大学、公設試験研究機関等の複数の法人で構成された共同体。代表申請者は東京都内に登記簿上の事業者があり、国内に活動拠点を構える中小企業とします。

③東京都内に登記簿上の事業所があり、国内に活動拠点を構える大企業を代表する場合は中小企業を必須とし、大学、公設試験研究機関等の複数の法人で構成された共同体。（ただし、本実証型研究で創出される事業は中小企業が主体となることが条件です。）

なお、共同体を構成する「代表申請者」以外は「共同研究者」となります。

### 2-2 代表申請者の要件

2025年10月1日現在でいずれかの要件

① 東京都内に登記簿上の事業所があり、直近1年以上都内事業所で実質的に事業を行っている<sup>※3</sup>中小企業者もしくは大企業。

② 創業1年未満の場合、都内で創業し登記簿上の事業所があり、かつ国内に開発拠点を構える中小企業者もしくは大企業。

業種の限定はございません。なお、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項であって（表 1）、大企業<sup>※4</sup>が実質的に経営に参画していない会社とします。

共同体で応募される場合、代表申請者は以下の要件を満たすことが必要です。

- ア 共同体を代表して申請書を提出し、委託費を受領する代表企業であること
- イ 共同実施する委託事業の中核として運営・管理する責任を負うこと
- ウ 共同体を構成する企業等の役職員が代表申請者の役職員を兼務していないこと
- エ 当該構成企業内において資本の出資関係がないこと
- オ 代表申請者は、採択決定後、都産技研ならびに当該構成企業と委託事業ならびに研究の実施に係る契約を締結すること

※<sup>3</sup> 「実質的に事業を行っている」とは、登記簿謄本や開業届に記載されている都内所在地において、客観的に都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。納税証明書等から総合的に判断します。

※<sup>4</sup> 大企業の扱い

「大企業が実質的に経営に参画していない」とは、以下のすべてを満たす場合です。

- 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資していない。
- 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資していない。
- その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）

## 2-3 申請における注意事項

### (1) 実証実験場所を提供する事業者との共同申請

本公募事業「実証型研究」は、実証実験機会を提供する事業者（以下「ユーザー企業」という）と共同申請することを要件とします。ユーザー企業は、製品やサービスに必要な条件を提示し、企画立案から実証実験まで参画をします。本公募事業終了後は、ユーザーとして、製品やサービスの導入・活用をする役割を担います。代表申請者が、自らユーザー企業になることは差支えありません。

実証実験機関は、実証実験場所を提供する事業者であり、日本国内で実証実験を実施できる拠点を有していることが要件です。ユーザー企業と実証実験機関は同一でも可とします。

### (2) 委託金額の要件

代表申請者が大企業の場合、本公募事業「実証型研究」の実施に要する経費（委託金額）のうち 70%以上<sup>※5</sup> を共同体または外注先<sup>※6</sup> のいずれかの中小企業者の利用する経費となることを要件とします。

※<sup>5</sup> 委託金額の中小企業者の経費内訳については、本公募事業終了後の経理検査時に最終確定し、精算処理を行います。

※<sup>6</sup> 中小企業者に外注として支払った費用を中小企業者の利用費用として計上する場合は外注先の登記簿謄本を都産技研に提出していただく必要があります。

表1 中小企業基本法第2条における中小企業者の定義

業種	資本金及び従業員
(1) 製造業、建設業、運輸業、情報通信業（ソフトウェア業、情報処理、提供サービス業を含む）※ <sup>7</sup> その他の業種（下記以外）	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空用タイヤ製造業及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は900人以下
(2) 卸売業	1億円以下又は100人以下
(3) サービス業	5千万円以下又は100人以下
旅館業	5千万円以下又は200人以下
(4) 小売業	5千万円以下50人以下

※<sup>7</sup> 情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとする。

大分類	中分類	小分類
情報通信業	放送業	全て
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業
		音声情報制作業
		広告制作業
	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	

### (3) 共同体の要件

共同体は、日本法人格を有し日本国内に拠点を構える中小企業者、大企業、大学、公設試験研究機関等であることが必要です。

### (4) 重複申請の禁止

代表申請者または共同研究者が同一のテーマ・内容で国・都道府県・区市町村・その他支援機関等から助成等を受けている場合または受けたことがある場合、本公募事業に応募することはできません。

### (5) 外資系企業の参画

共同体メンバーとして、外資系企業が参画する場合には、日本法人格を有するとともに、日本国内にて技術開発および営業販売を行う拠点を有する企業であることが必要です。本公募事業では株式の50%以上を外資企業が保有する場合を外資系企業と定義します。

## 3. 公募型共同研究の仕組み

本公募事業「実証型研究」は図1の流れで実施します。代表申請者から申請された研究開発計画を都産技研クラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）にて審査します。採択テーマ決定後、都産技研は代表申請者と委託契約を締結して共同研究を実施します。共同体での応募の場合は、委託契約に加え、代表申請者と共同研究者及びユーザー企業

はそれぞれが再委託契約を結んでいただきます。同時に、都産技研と共同体の全機関と共同研究契約を締結します。

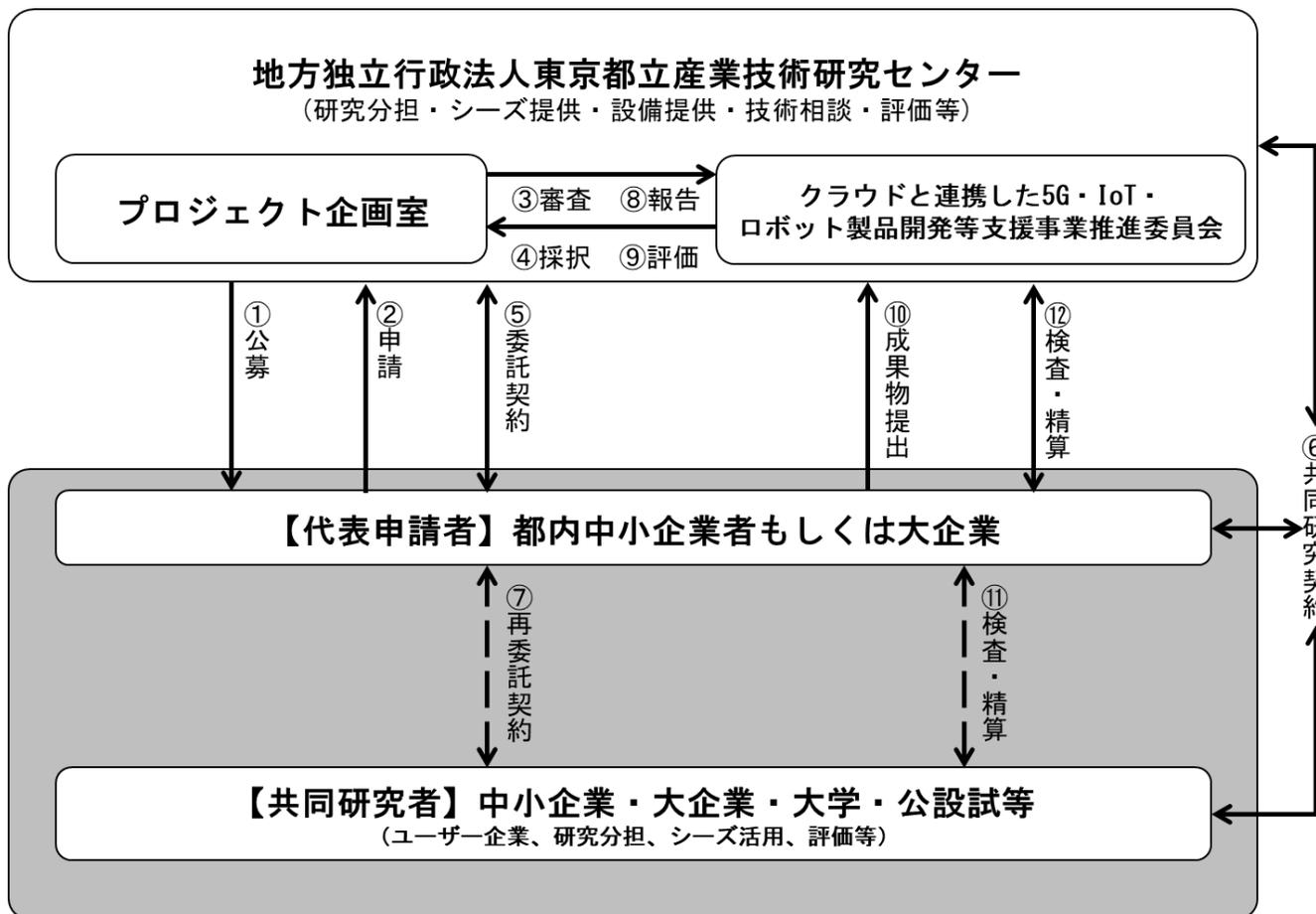


図 1 公募事業の流れ

(1) 委託契約

契約金額、予算の配賦、実施計画について定めた本公募事業「実証型研究」の実施に係る契約です。都産技研と代表申請者との2者で締結します。

(2) 再委託契約

契約金額、予算の配賦、実施計画について定めた本公募事業の実施に係る契約です。

代表申請者と共同研究者との2者で締結します。共同研究者が複数ある場合はそれぞれと締結していただきます。なお、代表申請者が研究開発の全てを共同研究者に再委託することはできません。

※ 共同研究者の予算配賦額が0円の場合でも、再委託契約書の締結が必要です。(0円での再委託契約が困難な場合は必ず予算を配賦してください。)

(3) 共同研究契約

都産技研のシーズや設備の活用や、本公募事業の実施に係る知的財産等の権利の取り扱いを定めた契約です。都産技研および代表申請者、共同研究者からなる共同体全員で締結します。

## 4. 公募型共同研究実施に必要な条件

### (1) 事業化計画の明確性

本公募事業「実証型研究」では、クラウドと連携する5G・IoT・ロボットに関わる製品やサービス等の事業化を加速する実現性の高い提案を募集します。「事業化計画の提案」となりますので、申請書、プレゼンテーション資料には事業化を進めるための計画を記載してください。

また、本公募事業終了後から事業化開始までの活動計画及びその後の事業計画（販売計画・収支計画・開発計画）を概ね3年程度にわたって記載してください。（これら本公募事業終了後の活動計画書を、「事業化計画書」と称します。）

### (2) 事業化を促進するための基盤があること

事業を実施する上で必要な技術や体制、経験があること。また、クラウドと連携する5G・IoT・ロボットに関わるユーザー企業との信頼関係等、応募企業には、事業化推進のための実施体制が整っていることが条件となります。また、実証実験の実施に係る倫理審査の実施や事業化した際の安全性（リスクアセスメント）についての計画も必要です。

### (3) 代表申請者による計画の取りまとめ

代表申請者は申請した計画の遂行責任を担っていただきます。代表申請者は、本公募事業の責任者として、計画の実施管理や共同体を構成する法人間の相互調整等を行うとともに、都産技研との総合的な連絡窓口を担う必要があります。また、代表申請者は、全体を統括・管理する「**研究開発責任者**」を置く必要があります。

### (4) 公募事業実施の体制

本公募事業の実施体制や管理体制が整っていることが必要です。開発に必要な資金、知識、技術、経験、人員、設備等を有していること、本公募事業に係る経理等事務に必要な知識、経験、処理能力、人員等を有していること等、委託業務を円滑に遂行するための体制が十分であることが必要になります。

### (5) 国内での研究実施

実証実験（研究開発を含む）は全て国内で行う必要があります。

### (6) 以下の全てに該当すること

ア 本公募事業への申請は一グループ一回とすること。また、同一テーマ又は内容で都産技研が実施する他の事業に併願申請していないこと。代表申請者、共同申請者他のテーマに参画していないこと

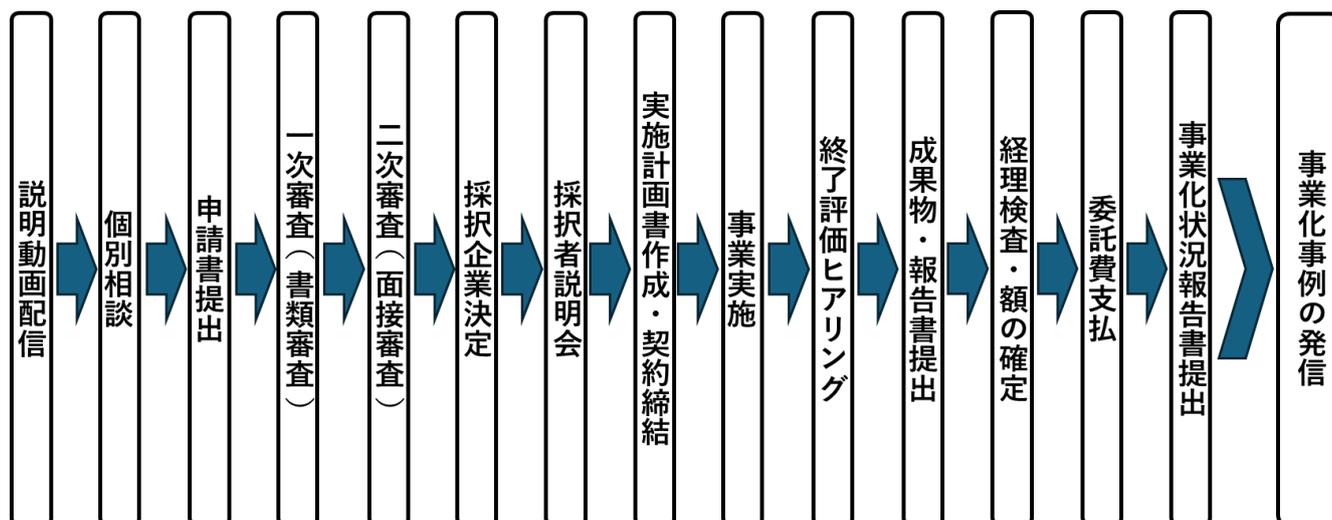
イ 過去に都産技研、国、都道府県、区市町村等から助成を受けている者については、不正等の事故を起こしていないこと

ウ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本公募事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと

エ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者、社会通念上適切でないと判断されるものでないこと

オ その他、都産技研が公的資金の委託先として適切でないと判断されるものでないこと

## 5. 公募型共同研究のスケジュール



※ スケジュールについては状況により変更する場合があります。

日 時	事 項
3月中旬(予定)	説明動画配信
3月11日から3月27日	個別相談
4月2日から4月8日	申請書提出
4月中旬から5月上旬(予定)	一次審査(書類審査)
5月下旬(予定)	二次審査(面接審査)
5月下旬(予定)	採択企業決定
7月1日から	研究開始

## 6. 申請手続きおよび注意事項

本公募事業「実証型研究」へ応募する場合は、以下の都産技研ウェブサイトに掲載されている申請書様式を用いて、下記の申請書一式を都産技研に提出してください。

<https://www.iri-tokyo.jp/news/news-2026-3-5/>

### (1) 申請書類

申請書一式は、原則A4サイズとし、片面印刷したもの1部と、CD-RまたはDVD-Rに格納した電子媒体を提出してください。(電子媒体のみでも可とする。)電子媒体は、審査で利用しますので、必ず提出してください。(電子媒体のファイルは必ず下記の表と同じタイトル順にPDFで並べてください。)

※ 申請書類に不備(電子媒体の不足、ファイル名の相違含む)がある場合、審査での評価点に影響があるため、ご注意ください。(特に決算報告書ですが、別表を添付していないケースが多いのでご注意ください。)

※ 決算報告書、定款、登記簿謄本は代表申請者のものを提出してください。

※ 共同研究者については提出の必要はありません。

<p>✓ 01_実証研究計画書（様式1）</p> <p>採択後、本書類を基に、実施計画書をご作成いただきます。</p> <p>※実施計画書は、1年間の研究内容の詳細を記したものです。契約書に添付されます。</p>
<p>✓ 02_経費積算表（Excelのまま可とする）</p>
<p>✓ 03_実証研究計画書の概要資料（実証研究計画書内の概要をA3用紙1枚にまとめた資料を作成してください。指定様式はありません。）</p>
<p>✓ 04_事業説明の資料（Powerpointのまま可とする）</p>
<p>✓ 05_直近2期分の決算報告書（貸借対照表・損益計算書・別表一～十六・勘定科目内訳明細書・受付通知（電子申告のみ））※事業開始1年未満の場合は事業代表者の納税証明書を提出すること。</p>
<p>✓ 06_定款</p>
<p>✓ 07_登記簿謄本（発行日3ヶ月以内のもの）</p>
<p>✓ 08_チェックリスト</p>

## （2）説明動画配信

本公募事業の公募説明会は実施せず、その内容を収録した動画を配信します（上記のURL参照）。

なお、この説明動画は公募に係る内容、契約に係る手続き、提出書類等をまとめたもので、公募要項と同一のものであります。

日時：3月中旬（予定）

都産技研ウェブサイトにて動画配信いたします。

## （3）お問い合わせ

本公募事業のご不明点は、本公募事業の応募サイトからお問い合わせください（上記のURL参照）。

## （4）個別相談

**応募にあたり、個別相談は必須条件です。個別相談の実施期間は以下のとおりです。都産技研ウェブサイトへ必ずお申し込みください（事前予約制・対面のみ）。**

申し込み順に受け付けしますので、希望日が重複した場合、変更をお願いすることがあります。

**3月11日（水曜日）から3月27日（金曜日）まで**

## （5）申請受付期間

申請書の受付期間は以下のとおりです。

提出は、**郵送（締切日必着）、持参もしくはオンライン申請**によるものとします。提出された申請書類は、採択の可否に関わらず返却しませんのでご了承ください。オンライン申請での提出の場合は個別相談にて提出先をお伝えします。

**4月2日（木曜日）から4月8日（水曜日）17時まで**

**（持参の場合は、都産技研営業日のみ）**

## (6) 注意事項

- ア 申請書類提出後の加筆、修正等はありません。
- イ 提出された申請書類は返却いたしません。ただし、申請書類に不備があった場合に限り、返却させていただきます。また、必要に応じて都産技研から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- ウ 申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は、申請者側の負担となります。
- エ オンライン申請により、事業代表者の押印なく申請書を提出された場合、事業代表者もしくは研究開発責任者に連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

### 【郵送の場合】

〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-10

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 宛

簡易書留にて「クラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業 公募に係る申請書在中」と朱書きのこと。

※ 郵便事故による申請書類の未着や延着については、一切の責任を負いません。

### 【持参の場合】

東京都江東区青海 2-5-10

テレコムセンタービル東棟 2階

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

DX推進センター

### 【オンライン申請の場合】

提出先は個別相談にてお伝えします。



## 7. 対象経費

委託費の対象となる経費は、本公募事業「実証型研究」にのみ利用されることが明確であり、必要性および金額の妥当性を経理検査によって確認できるものとなります。具体的には以下の項目が対象となります。対象経費の算出にあたっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないように、実行可能性を十分に検討してください。採択後にはさらに細かな積算根拠とすべての科目（人件費・旅費除く）において見積書の提出をお願いすることになります。

都産技研が提示する経理事務の手引きに基づき、年2回対象経費の経理検査を実施します。帳簿書類、取得財産、その他について現地調査を行いますので、発生した経費の妥当性について対外的に明確に説明できるよう経理処理を行ってください。

代表申請者は、共同研究者の経費計上についても責任を担います。また、共同研究者においても、代表申請者と同様の経理証憑書類を準備いただきます。

委託費の対象期間内に契約、取得、支払が完了した経費が対象となります。

経費 区分	内容	
機器設 備費	機械装置費	<p>当該研究開発の実施に必要な機械装置等の購入費。</p> <p>【注意事項】</p> <p>(1) 耐用年数1年以上かつ、税込10万円以上のものを対象と  <u>します。生産設備(量産するための機器設備)の購入は認  めません。また、本公募事業以外への利用も認めません。</u></p> <p>(2) 研究実施上製造された機器設備等についても、原材料・部  品の合計が税込50万円以上となる場合は固定資産となり  ます。</p> <p>(3) 研究開発に必要であれば、汎用性設備も対象とします。た  だし、リース等でも必要性を満たせる場合は、リース等の  利用を優先していただきます。</p> <p>(4) 10万円以上の製造委託等で最終的に物品が納品されるも  のについてもこちらに入ります。</p> <p><u>※ただし、税込50万円以上の物品等は都産技研の所有財産とな  るため、原則、研究終了後に都産技研に返却する必要があります。</u></p>
	保守・改造修理費	<p>研究開発するうえで必要な機器設備の保守・改造および修繕に  係る費用です。専ら本公募事業に使用する設備機器で、研究開発  に不可欠な場合のみ計上を認めます。</p>
労務費	研究開発費	<p>研究開発並びに事業化のための営業活動を含む、本公募事業  「実証型研究」の実質に係わる研究開発者等の労務費です。</p> <p>※経理事務の手引きに記載のある労務費単価一覧表を適用し  ます。</p>
	補助員費	<p>本公募事業「実証型研究」に従事するアルバイト、パート等  の補助員の労務費です。(事務管理のみは認めません)</p>
事業費	備品・消耗品費	<p>本公募事業「実証型研究」のうえで必要な備品、消耗品等の  購入に必要な経費です。前記、機械装置費に該当しない、耐用  年数1年未満または、税込10万円未満の物品を対象とします。</p> <p>※注意事項</p> <p>(1) 複数の備品・消耗品を組み合わせる場合、その  購入額の合計が税込50万円以上となる場合は固定資産と  なります。</p> <p>(2) 最終成果物は50万円以上であっても備品・消耗品費にな  ります。</p>
	旅費・交通費	<p>本公募事業「実証型研究」実施の際の打合せ、研究開発(実  証実験、営業活動を含む)時に必要とする交通費、宿泊費、日  当等の費用です。</p>

	<b>外注費</b>	共同研究者以外に、自社内で直接実施することのできない研究開発の一部を外部の事業者等に依頼する経費。 (例：加工・設計・分析・調査・事業倫理・実証実験等) ただし、他者に本公募事業の本質となる研究開発、営業活動等を依頼することは原則認めません。その場合は、共同研究者が実施してください。
	<b>知的財産権に係る経費</b>	研究開発で発生した特許等の知的財産権取得のための、先行文献調査、弁理士手数料等に係る費用です。出願に際して特許庁に支払う印紙代は対象外となります。
	<b>技術の使用に係る経費</b>	研究開発において、他者の知的財産権等を利用する場合の実施許諾料、大学等の技術を移転するための技術指導料等に要する費用です。実施許諾料や技術指導料を計上する場合は、契約前に権利所有者（技術所有者）と実施料（技術指導料）の調整を行い、実施契約等何らかの契約を結ぶことが確実であることが必要になります。
	<b>保険料</b>	実証実験の際の不意の事故に備えて加入する損害補償等の保険料です。
	<b>その他費用</b>	上記に該当しない研究開発等に必要となる費用です。クラウドサービスの使用料や通信費、機器リース費なども含まれます。

**※ただし、市場導入費用・販促のための費用は除外とします。**

## 8. 審査方法

申請書類に基づき、一次審査（書類審査）を行います。一次審査通過した申請者に対して、二次審査（面接審査）を実施します。

### (1) 書類審査

4月中旬から5月上旬（予定）

審査員による書類審査を行います。申請書類の記載内容に基づき審査を実施します。

### (2) 面接審査

5月下旬（予定）

審査員による面接審査を行います。申請書類の記載内容、申請者のプレゼンテーションの内容、プレゼンテーションに関する質疑応答の内容に基づき審査を実施します。

### (3) 審査基準

#### ア 事業化の可能性

本公募事業終了後も継続推進し、事業化を達成できるか否かを審査します。ユーザー企業に与える経済的な効果の分析、市場分析（規模・競合他社動向）、販売計画（コスト、製造・販売体制等）など、目指す事業の妥当性や実現性を評価します。

#### イ 実証実験の妥当性

実証実験は具体的かつ妥当に計画されているか。ユーザーニーズや波及効果を考慮した計画になっているか等を審査します。

#### ウ 研究開発の実現性

研究開発する製品やシステム・サービス等の優位性・独創性および実現性を評価します。優位性のあるノウハウ・技術を保有しているか、製品もしくは試作品等を有しているか等を審査します。

#### エ 事業者の評価

共同体内の役割分担が適正に配置されていること。インテグレーション能力、技術力、経験、ノウハウなどを有しているかを審査します。

公募事業実施に必要な事務作業能力(経理的基礎知識を備えているか、事務作業や書類等準備を行える体制にあるか等)と財務能力(財務的基盤を備えているか等)を有しているかを審査します。

#### オ その他

**上記の観点に加え、都産技研の研究開発に係る分担内容(都産技研のシーズ利用)について実施可能性を評価します。**

#### (4) 審査結果及び決定

ア 審査結果は、代表企業の代表者宛てに書面でお知らせします。

イ 審査の結果、不採択となる場合があります。**審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。**

ウ 採択した案件(代表申請者、研究開発テーマ名)は、都産技研のウェブサイト等で公開します。

### 9. 成果の報告

本公募事業では研究成果の報告として終了評価を実施するとともに、成果報告書(最終成果物)を提出いただきます。

#### (1) 終了評価

研究期間内に、研究成果を報告していただき、終了評価いたします。

#### (2) 成果報告

成果報告書を提出していただきます。

#### (3) 成果物

最終成果物等を提出いただきます。**その後の活動を定義する事業化計画書等一式(30ページ程度)を提出いただきます。また、本事業で開発した製品があった場合は、開発したことを示す都産技研が指定するシールを貼っていただきます。**

#### (4) 成果の公開

本公募事業の成果は原則公開とします。ただし、企業ノウハウ等、公開することで企業において損失を被る情報については、都産技研へ申請・承認を得ることで非公開とすることを認めます。

## 10. 知的財産権の取り扱いについて

### (1) 研究成果の帰属

本公募事業の実施により発生した特許権等の知的財産権は、その知的財産を発明した者に帰属します。

### (2) 共同体内における知的財産権の取り扱い

知的財産の発明者が複数に渡る場合などにおいて、特許権利者、持ち分割合、費用負担などについてあらかじめ共同体内で取り決めを行っていただくことを推奨します。

## 11. 留意事項

### (1) 研究計画の変更

申請書に記載された研究計画の内容は、原則変更できません。やむを得ず、計画変更を希望する場合は、都産技研の承認を経たうえで実施してください。

### (2) 事業の普及

ア 代表申請者は、研究終了後も、研究成果に係る製品化・事業化の推進に努めるとともに、研究開発した製品や技術等について代表申請者を含む共同体以外の第三者に広く普及させるよう努めていただきます。

イ 研究成果を展示会や学会等で発信する場合には、共同研究の成果が含まれていることを発信の主要部分に明示する必要があります。

(記載例)

「この成果は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センタークラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業公募型共同研究の支援の結果得られたものです。」

ウ また、都産技研を明示するにあたり、事前に名義使用の申請が必要です。申請の際は当該共同研究の都産技研担当者にご連絡ください。

エ 都産技研は研究成果を東京都および都産技研が行う普及事業（セミナー・講習会、成果発表会、施設公開、各種制作物等）や展示会の都産技研ブース等で利用いたします。展示会への出展の際には、原則として本事業実施機関に展示資料の提供および説明員の帯同をしていただきます。

### (3) 研究終了後の報告義務

研究終了後5年間、年度毎に研究成果に係る事業実績を提出していただきます。

### (4) 秘密の取り扱い

本公募事業への応募に際し、提出された書面、電子データ等の情報は審査にのみ使用しません。提供いただいた個人情報、審査の目的以外で利用することはありません。

### (5) 経理関係書類の確認

ア 実績報告書確認書類として、次の書類の整備・保管が必要です。

見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、預金通帳、領収書、購入品のカタログ等。

イ 労務費の確認書類として、就業規則、賃金台帳、出勤簿、作業日報、雇用保険加入者証等が必要です。

(6) 経費の支払方法

ア 経費の支払いは、金融機関からの振込払いを原則とします。

イ 海外取引の場合、外貨支払の円換算については当該外貨使用の際の両替レートを適用します。

ウ 帳票上で整合性の取れない支払いについては経費対象となりません。

(7) 関係書類の保存

本公募事業に係る関係書類及び帳簿類は本公募事業の完了した年度の翌年度から起算して7年間、保存しなければなりません。

(8) 委託期間内の事業化

委託期間中において事業化に目途がたった場合は都産技研の承認を経たうえで事業を終了することができます。

(9) 本公募期間中に他事業への応募

本公募事業期間中に他事業への併願応募することは原則認めません。

相談なく応募をして採択がわかった場合は本公募事業を中止する場合がございます。

## 12. 申請に関するお問い合わせ

(1) 個別相談の予約

本公募事業の申請に際し、対面にて個別相談を必須としていますので、期間中に都産技研のウェブサイト内にて必ず予約をしてください。個別相談を受けられていない場合は申請ができませんのでご了承ください。

(2) お問い合わせ

本公募事業の申請内容に関する質問等は、個別相談の期間内に限り都産技研ウェブサイト内にて受付をしています。提出された質問については、当該質問者にのみ回答をします。ただし、都産技研の判断により、質問および回答をウェブサイトに掲載する場合がございます。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じることはいたしませんのでご了承ください。